⑹　使用する主な資機材　空冷式モジュールチラー（954KW）１基、蒸気発生器(500kg／ｈ）１基、全熱交換器約15台、外調機約27台、パッケージ型空気調和機約36台、ＨＥＰＡフィルターユニット約５台、送排風機約82台、冷温水ヘッダー一式、空調用配管一式、空調・換気・排煙用ダクト一式、電気計装用配管配線一式、上水系統受水槽（約31ｔ）１基、上水系統高置水槽（約８ｔ）１基、中水系統高置水槽（約３ｔ）１基、揚水・加圧・給湯循環ポンプ約10台、貯湯槽２基、給湯・蒸気ヘッダー一式、排水ポンプ約２台、給排水配管一式、スプリンクラー配管一式、給湯配管一式、感染等排水処理設備一式、医療ガス設備一式、雨水利用設備一式、免震継手一式

なお、関連する建築工事及び電気設備工事は別途発注される予定である。

⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（http://portal.bid.mext.go.jp/）の電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者で、紙入札方式を希望する場合は、分任契約担当役に対し紙入札参加希望届を持参又は郵送により提出しなければならない。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は２社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、熊本大学長から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　国立大学法人熊本大学契約事務取扱規則第６条及び第７条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第６条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,150点（共同企業体の場合の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては950点）以上であること。

⑷　平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨造又は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上２階建以上かつ延べ面積5,500㎡以上の病院施設の新営の機械設備工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員　延べ面積2,500㎡以上の病院施設の新営の機械設備工事

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の機械設備工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体での参加の場合の構成員数は、２社とすること。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成14年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷①に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。なお、監理技術者を配置する場合の監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、上記２⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑿　契約担当役又は分任契約担当役から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（ただし、上記２⑷の基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次のア、イの要件に該当する者のうち、下記３⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　評価値が標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　上記３⑴①において評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高50点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者で、提案の内容により、評価項目毎に優（10点）／良＋（８点）／良(５点)／良－（２点）／可（０点）により評価する。

②　「工事全般の施工計画」については、提案の内容により、優(10点)／良＋(８点)／良（５点）／良－（２点）／可（０点）／不適切（欠格）で評価する。

③　上記３⑵②において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

④　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　本工事における「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、以下の項目について評価する。

①　品質、性能を損なわないコスト縮減及びライフサイクルコストの低減に対する提案

②　材料及び工法に対する提案

③　施設の機能、品質確保を前提とした二酸化炭素排出量削減についての提案

詳細については、入札説明書による。

⑷　受注者の責により採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うのとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒860―8555 熊本県熊本市中央区黒髪二丁目39番１号　国立大学法人熊本大学運営基盤管理部施設企画ユニット　電話番号096―342―3214

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成24年４月26日から平成24年５月18日まで。熊本大学のホームページからのダウンロード及び上記４⑴の場所で交付する。上記４⑴の場所で交付を受ける者は、ＵＳＢメモリを持参すること。